

災害に係る住家の被害認定の概要

1. 被害認定基準

被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が下表の①又は②のいずれかによって行う。

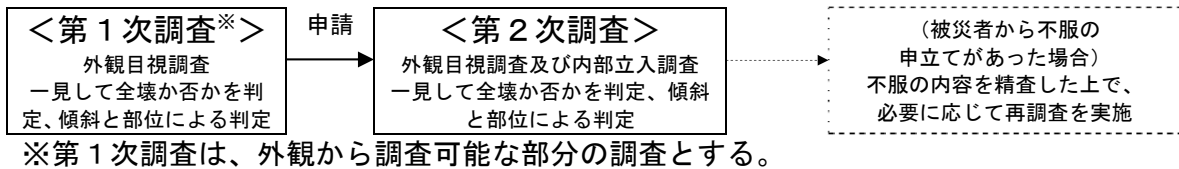
	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

2. 災害ごとの被害認定方法

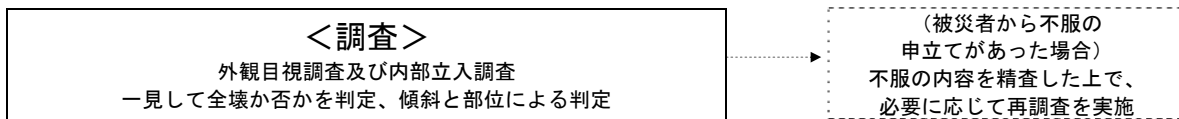
(②損害基準判定(経済的被害)で判定する場合)

具体的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により判定する。

(1) 地震による住家被害に係る調査の流れ



(2) 水害又は風害による住家被害に係る調査の流れ



(3) 住家全体の損害割合の算定方法

部位毎に損害割合を算出し、住家全体の損害割合を求める。

$$\sum \left(\text{当該部位の損害の程度}(\ast) \times \text{当該部位の家屋全体に占める構成割合} \right) = \text{住家全体の損害割合}$$

運用指針により床、屋根等の部位毎に定められた構成割合

$$\ast \text{ 当該部位の損害の程度} = \sum \left(\text{当該部位の一部の損害の程度}(10\% \sim 100\%) \times \text{当該部位の一部の当該部位全体に占める割合} \right)$$

市町村による調査

(4) 各部位毎の構成割合 (木造・プレハブの場合)

地震による被害 (第1次調査)		地震による被害 (第2次調査)、水害による被害及び風害による被害	
屋根	10%	屋根	10%
壁 (外壁)	80%	柱 (又は耐力壁)	20%
		床 (階段を含む。)	10%
		外壁	10%
		内壁	15%
		天井	5%
基礎	10%	建具	10%
		基礎 設備	10%

(5) 損傷の例示 (木造・プレハブの住家の屋根の場合 (抜粋))

損傷の例示	損傷程度
<ul style="list-style-type: none"> 棟瓦 (がんぶり瓦、のし瓦) の一部がずれ、破損が生じている。 	10%
<ul style="list-style-type: none"> 棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 一部のスレートにひび割れが生じている。 浸水により屋根葺材等に浮きが見られる。※1 屋根の一部に飛来物による軽微な衝突痕がある。※2 	25%
<ul style="list-style-type: none"> 棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 棟瓦以外の瓦もずれが著しい。 浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる。※1 浸水によりスレート等屋根葺材の損傷又は脱落が見られる。※1 浸水により下地材の損傷が見られる。※1 金属板葺材の半分程度がはがれている。※2 屋根の一部に飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。※2 	50%
<ul style="list-style-type: none"> 屋根に若干の不陸が見られる。 小屋組の一部に破損が見られる。 瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。 スレートのひび割れ、ずれが著しい。 金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 屋上仕上面に破断や不陸が生じている。 屋根の大半で多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。※2 野地板の一部がはがれている。※2 	75%
<ul style="list-style-type: none"> 屋根に著しい不陸が見られる。 小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。 屋根の全面にわたって多数の飛来物による衝突痕、突き刺さり、貫通痕がある。※2 野地板の損傷が著しい※2 	100%

※1 水害による住家被害及び風害による住家被害の場合のみの例示

※2 風害による住家被害の場合のみの例示